

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和7年7月1日 至 令和8年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 下坂クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 滋賀県長浜市下坂中町177番地の6
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成1年10月26日
- (4) 設立登記年月日 平成1年11月 8日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	西村 正孝	社員・本院管理者
理 事	下坂 東正	社員・総務部長
同	畑下 嘉之	
同	鳶津 俊治	
同	永作 大輔	本院透析センター長
同	長田 和士	本院事務長
同	山本 豊造	
同	岩田 健	介護老人保健施設琵琶 事務長
同	福井 正俊	
監事	高津 ちはる	税理士
同	福永 磯	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	下坂クリニック	2510300938	滋賀県長浜市下坂中町177番地6	
介護老人保健施設	介護老人保健施設 琵琶	255-03-8002-2	滋賀県長浜市川道町 2694番地	入所定員100名 (短期入所含む)
居宅介護サービス	リハビリサポート 琵琶	255-03-8002-2	滋賀県長浜市川道町 2694番地	通所定員30名
居宅介護サービス	訪問リハビリステーション 琵琶	255-03-8002-2	滋賀県長浜市川道町 2694番地	
居宅介護支援事業所	ケアマネジメントセンター 琵琶	255-03-8002-2	滋賀県長浜市川道町 2694番地	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

前年度の事業概要及び決算の承認

今年度の事業計画及び事業予算の承認

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 下坂クリニック

※医療法人整理番号 0 0 0 3 8

所在地 長浜市下坂中町 1 7 7 番地の 6

財 産 目 録

(令和 8 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	9 3 3 , 6 8 0 千円
2. 負 債 額	1 1 7 , 7 5 1 千円
3. 純 資 産 額	8 1 5 , 9 2 8 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5 8 1 , 6 4 7
B 固 定 資 産	3 5 2 , 0 3 2
C 資 産 合 計 (A+B)	9 3 3 , 6 8 0
D 負 債 合 計	1 1 7 , 7 5 1
E 純 資 産 (C-D)	8 1 5 , 9 2 8

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 ■賃借 □部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□法人所有 □賃借 ■部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 下坂クリニック
所在地 長浜市下坂中町 1 7 7 番地の 6

※医療法人整理番号 0 0 0 3 8

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	581,647	I 流 動 負 債	117,751
現金及び預金	321,361	支払手形	
事業未収金	218,427	買掛金	24,114
貸倒引当金	△ 1,300	一年以内長期借入金	25,760
たな卸資産	6,431	未払金	37,525
未収入金	7,036	未払費用	19,737
前払費用	29,685	未払法人税等	8,956
立替金	5	未払消費税等	618
その他の流動資産		繰延税金負債	
II 固 定 資 産	352,032	前受金	
1 有 形 固 定 資 産	221,366	預り金	827
建物	166,342	前受収益	
構築物	1,073	短期借入金	
医療用器械備品	38,945	その他の流動負債	211
その他の器械備品	8,673	II 固 定 負 債	
車両及び船舶	6,332	医療機関債	
土地		長期借入金	
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産		その他の固定負債	
2 無 形 固 定 資 産	13,265	負債合計	117,751
電話加入権	845	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	12,419	科 目	金 額
その他の無形固定資産		I 資 本 金	10,000
3 そ の 他 の 資 産	117,400	II 資 本 剰 余 金	
有価証券	1,080	III 利 益 剰 余 金	805,928
長期貸付金		利益準備金	2,500
役員等長期貸付金		別途積立金	400,000
長期前払費用	115,304	繰越利益剰余金	403,428
繰延税金資産		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他の固定資産	1,016	純 資 産 合 計	815,928
資 産 合 計	933,680	負債・純資産合計	933,680

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 下坂クリニック
所在地 長浜市下坂中町 1 7 7 番地の 6

※医療法人整理番号 0 0 0 3 8

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,364,842
2 事業費用		
(1)事業費	1,153,603	
(2)本部費	188,957	1,342,561
本来業務事業利益		22,281
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業損失		
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業利益		22,281
II 事業外収益		
受取利息配当金	387	
その他の事業外収益	14,496	14,883
III 事業外費用		
支払利息	568	
その他の事業外費用		568
経常利益		36,596
IV 特別利益		
国庫補助金		
その他の特別利益	19,049	19,049
V 特別損失		
役員退職金		
その他の特別損失	18,800	18,800
税引前当期純利益		36,846
法人税・住民税及び事業税	9,015	
過年度法人税等		9,015
当期純利益		27,830

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 下坂クリニック
理事長 西村 正孝 殿

私たち（注1）は、医療法人下坂クリニックの令和5会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 9月 5日
医療法人下坂クリニック

監事 高津 ちはる
福永 礎

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。